

ミ ナ カ ツ  
MINA・KATSU

(南あわじ市地域クラブ活動)

推進計画



2025(令和7)年3月

(2025(令和7)年5月改訂)

南あわじ市教育委員会

## はじめに

中学校部活動は、同校の生徒が参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の育成に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような社会情勢の変化を受け、スポーツ庁と文化庁では、適切な休養日の設定や外部指導者の採用など、部活動の改革を進めてきた。近年では、平成31年の中教審答申で示された「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」という認識の下、特に、公立中学校における運営主体を学校から多様な団体へと移行することが検討され、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(以下「国のガイドライン」という。)を策定し、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進する」としている。

また、兵庫県では、令和6年7月に「兵庫県部活動地域移行推進計画」(以下、「県の推進計画」という。)が策定され、今後、子どもたちのみならず地域の誰もが、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりを推進することが示された。

こうした国や県の動向を受け、南あわじ市では、令和4年度から、「南あわじ市学校部活動地域連携・移行協議会」(以下「協議会」という)を立ち上げ、市内関係団体や学校、庁内関係部局関係者との協議を重ねてきた。合わせて、競技や地域の実情に応じた効果的な移行や運営体制のあり方について検証を進めている。

本推進計画は、国のガイドラインや協議会での協議を踏まえ、本市が部活動地域移行により、設立・展開する「MINA・KATSU(南あわじ市地域クラブ活動)」(以下、ミナ・カツ)でめざす姿を明らかにし、そのために必要となる地域クラブの運営や活動のほか、移行スケジュールなど、地域移行の具体的な方針、及び今後の学校部活動の方針についてまとめたものである。

## 目次

### 1. 部活動改革の必要性 P1～6

- (1) 少子化の進展
- (2) 選択肢の減少とニーズの多様化
- (3) 学校の働き方改革

### 2. 基本方針 P7

### 3. スケジュール P7～8

### 4. 「MINA・KATSU」(南あわじ市地域クラブ活動)について P8～12

- (1) MINA・KATSU とは
- (2) めざす姿
- (3) 位置付け
- (4) 対象
- (5) 活動内容
- (6) 実施体制
- (7) 活動場所
- (8) 指導者等
- (9) 参加費等
- (10) 保険の加入
- (11) 個人情報の取り扱い
- (12) 適切な指導の実施
- (13) 適切な休養日等の設定
- (14) 教職員の兼職兼業
- (15) ミナ・カツに参加するための移動方法等
- (16) その他

### 5. 移行期間(2028(令和10)年8月末まで)における学校部活動の在り方について P14

### 6. 大会・コンクール等への参加等 P15

- (1) 参加団体
- (2) 引率者
- (3) 参加する大会の精査
- (4) 大会等に関する支援
- (5) 大会等の主催者に対する要請

### 7. 南あわじ市教育委員会等の関わり P16

- (1) 南あわじ市教育委員会の関わり
- (2) 学校の関わり

### 8. 関係資料・ホームページ P17

# 1. 部活動改革の必要性

## (1) 少子化の進展

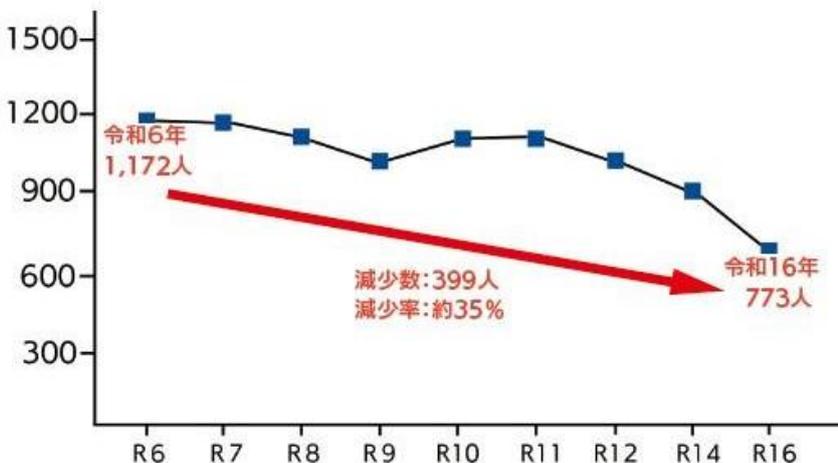
少子化の進展により、本市の小学生・中学生数は減少傾向にあり、10年後には約3分の2になると見込まれ、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測される。

生徒が減った学校では、野球やサッカーなど多人数で行う種目の活動が難しくなり、また、生徒の減少に伴う教職員の減少により部活動の顧問の配置が難しくなるなど、部活動の減少・活動低下を招いている。今後も更なる少子化の進展が予想される中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことが困難になる。しかし、単に部活動の運営をそのまま地域に移行するだけでは、参加者や指導者が確保できないといった課題は解決できない。そのため、学校やこれまでの部活動の枠にとらわれない、持続可能な新しい体制の構築が求められている。

### 南あわじ市中学校生徒数の推移について

(2024(令和6)年12月現在 単位:人)

年度	生徒数	減少人数	減少割合	中学1年	中学2年	中学3年	特記事項
R5年度	1,176	-	-	-	-	-	
R6年度	1,172	-4	-	-	-	-	
R7年度	1,152	-24	2%	中学1年	中学2年	中学3年	
R8年度	1,100	-76	7%	小学6年	中学1年	中学2年	夏:淡路・神戸主催の県総体
R9年度	1,077	-99	9%	小学5年	小学6年	中学1年	・県主催の近畿大会 ・近畿主催の全国大会 (一部県内会場予定)
R10年度	1,101	-75	-7%	小学4年	小学5年	小学6年	完全地域移行
R11年度	1,134	-42	4%	小学3年	小学4年	小学5年	
R12年度	1,088	-88	8%	小学2年	小学3年	小学4年	
R13年度	996	-180	16%	小学1年	小学2年	小学3年	
R14年度	919	-257	22%	年長6歳	小学1年	小学2年	
R15年度	845	-331	28%	年中5歳	年長6歳	小学1年	
R16年度	773	-403	35%	年小4歳	年中5歳	年長6歳	



※2025(令和7)年度以降は見込

(2) 選択肢の減少とニーズの多様化

本市は、学校や種目によって設置部活動数に差があり、入学する学校や希望種目によってスポーツ・文化芸術活動における機会の格差が見られる。今後、少子化の進展により、特に小規模校では部活動数の削減により、さらに生徒の選択肢が減少することが予想される。

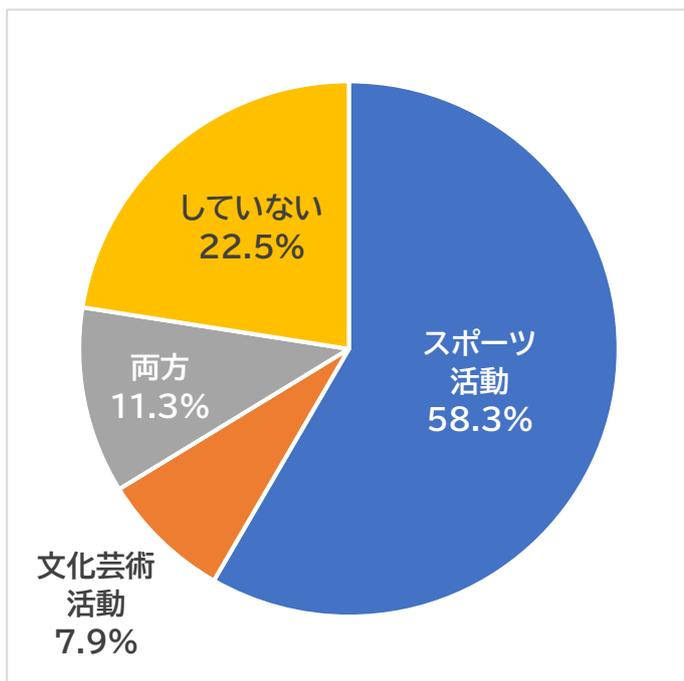
また一方で、小学生へのアンケート結果にもあるように、中学生になって取り組みたい種目として、学校部活動にはないダンスやボルダリングなども上位に挙がっている。近年は、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に対するニーズが多様化しており、既存の学校部活動種目だけでは、子どもたちのニーズに応え、「やりたい」活動を実現させることができなくなってきている。

南あわじ市中学校部活動一覧(令和6年度)

	西淡中	三原中	南淡中	沼島中	広田中
運 動 部		男子バレー			
	女子バレー	女子バレー	女子バレー		
		男子バスケ	男子バスケ		男子バスケ
	女子バスケ	女子バスケ	女子バスケ		女子バスケ
	男子テニス	男子テニス	男子テニス		
	女子テニス	女子テニス	女子テニス		
	サッカー	サッカー	サッカー		
	野球	野球	野球		野球
		陸上	陸上	陸上	
		剣道			
		ソフトボール			
			柔道	柔道	
			卓球		
				水泳	
運動計	6	11	10	2	4
文 化 部	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽		吹奏楽
		郷土	郷土芸能		
	文芸	美術	美術	文化	文芸
		理科			
文化計	2	4	3	1	2
合計	8	15	13	3	6

## 「部活動地域連携・移行アンケート(小学4～6年生)」結果(2024(令和6)年6月実施)

### 1. 現在スポーツ活動や文化芸術活動をしていますか



#### 記述のあった活動

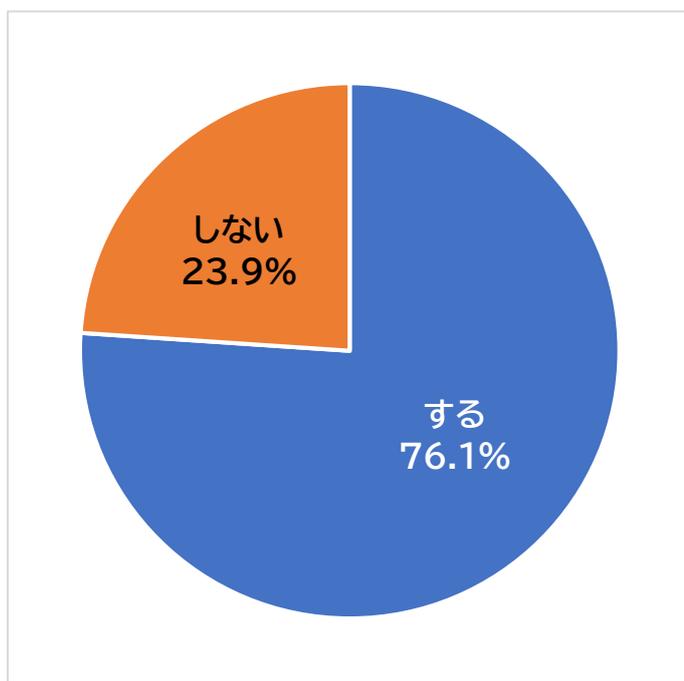
##### 【スポーツ】

サッカー、野球、テニス、バレーボール、バスケットボール、水泳、空手、剣道、合気道、柔道、少林寺拳法、体操、卓球、相撲、陸上競技、ボルダリング、トランポリン、カブスカウト・ボーイスカウト、アジリティトレーニング、基礎トレ、走り方教室、運動教室

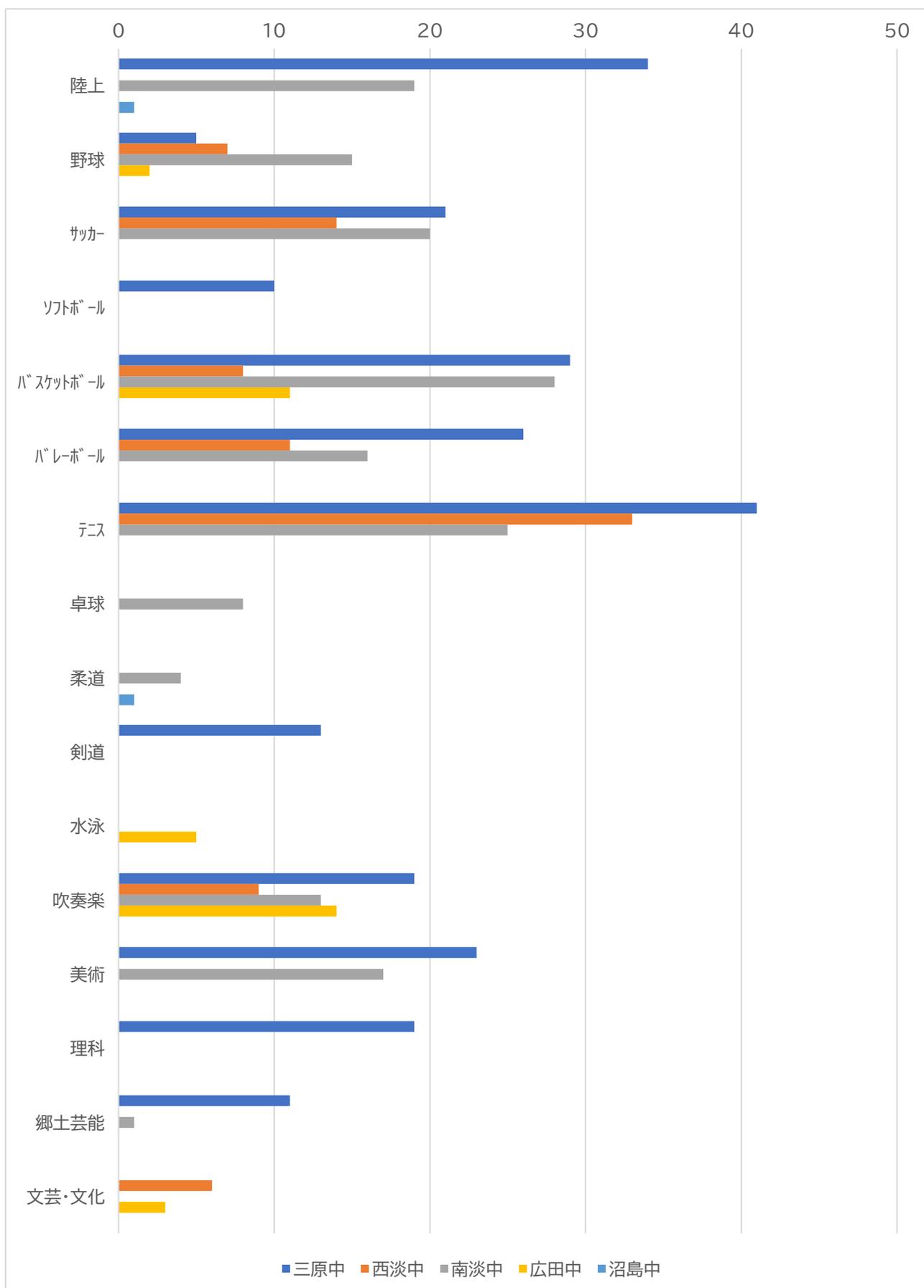
##### 【文化芸術】

ダンス、チアダンス、フラダンス、バレエ、ズンバ、ヨガ、舞踊、ピアノ、ヴァイオリン、吹奏楽、合唱、ドラム、琴、書道・習字、郷土芸能・人形浄瑠璃、茶道、美術・絵画、プログラミング、英会話、華道、巫女さん

### 2. もし、校区内の中学校へ進学するなら部活動に入部しますか、それとも入部しませんか



### 3.「する」と答えた方は、どの部活に入部したいですか



4. 今後、新しくできたら入りたいなと思うスポーツ活動や、文化芸術活動はありますか

スポーツ活動	回答数
ボルダリング	18
バドミントン	9
体操	8
陸上競技	7
バレーボール	6
サッカー	5
テニス(軟式含む)	5
ボウリング	5
弓道	5
水泳	5
卓球	4
ゴルフ	3
ドッジボール	3
合気道	3
野球(女子、軟式含む)	3
釣り	2
空手	2
バスケットボール	2
(回答数1の記述) eスポーツ、アーチェリー、グラウンド・ゴルフ、サイクリング、スキー、スケート、スケートボード、チアリーディング、トランポリン、ハンドボール、フットサル、ラグビー、ラクロス、剣道、護身術、射撃、水球、相撲、登山	

文化活動	回答数
ダンス	17
英会話・外国語	8
手工芸	6
クッキング・料理	5
イラスト・漫画	5
将棋	4
絵画・美術	4
華道	3
植物や昆虫などの研究	3
フラダンス	2
プログラミング	2
陶芸	2
百人一首	2
写真	2
(回答数1の記述) 瓦粘土(造形美術)、軽音、手話、書道、人形浄瑠璃、茶道、鉄道、天文学、理科、連弾専用ピアノ教室、和太鼓、三味線	

その他の活動
WEBデザイン、カラオケ、コンピュータ、経営学、支援学級対応クラブ

### (3)学校の働き方改革

近年、教職員の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方の改革が求められている。特に、部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」(文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月)と指摘されている。

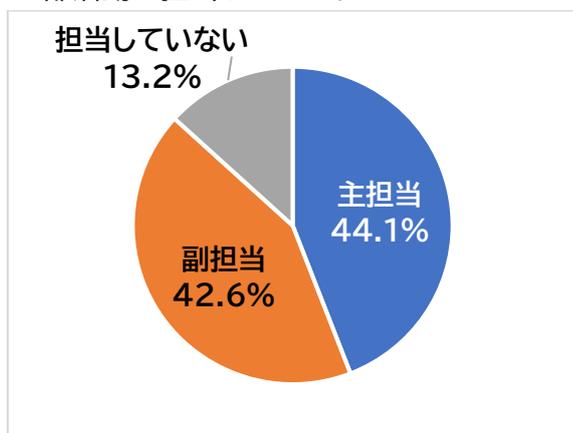
令和4年度の文部科学省の調査によると、中学校の教師の中で、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の50パーセントを超え、小学校や高等学校と比べ突出して多いことが分かる。この要因の一つに部活動指導が考えられる。

また、令和5年度に、教職員を対象に実施した「部活動の地域移行に関するアンケート調査」では、部活動にやりがいを感じている教職員が7割程度いるものの、感じていない教職員も3割程度いる。また、地域移行後は関わりたくないという教職員も3割程度いる。

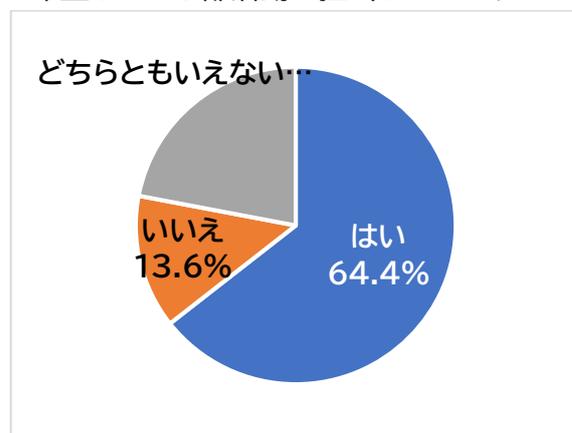
部活動地域移行により子どもと向き合う時間の確保や在校等時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を推進し、教職員の負担の軽減や教職員が授業や学校の改革に注力できる環境の整備に取り組み、教職員としての働きがいが見いだせる仕組みづくりをめざす。

### 「部活動地域連携・移行アンケート(教職員)」結果(2024(令和6)年1月実施)

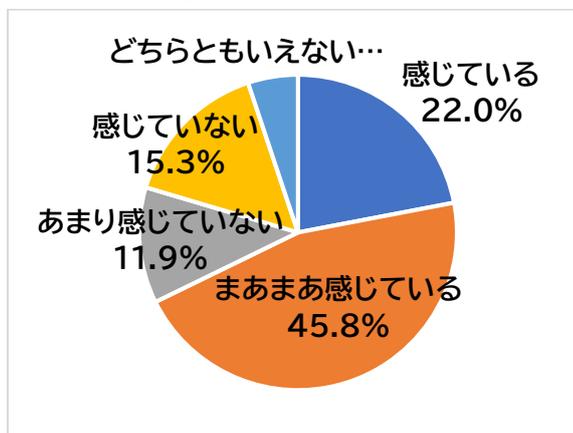
#### 1. 部活動を担当していますか



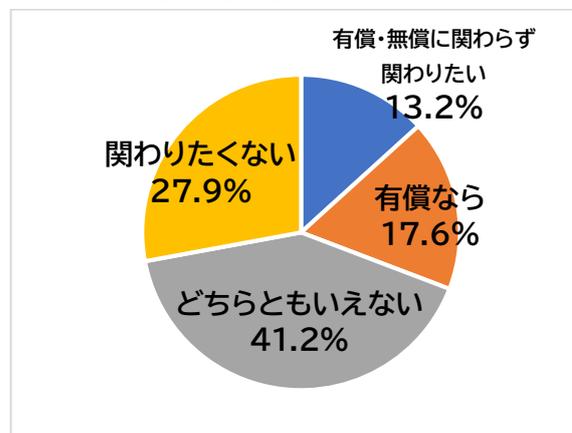
#### 2. 希望している部活動を担当していますか



#### 3. 現在部活動にやりがいを感じていますか



#### 4. 移行後も地域指導者として関わりたいですか



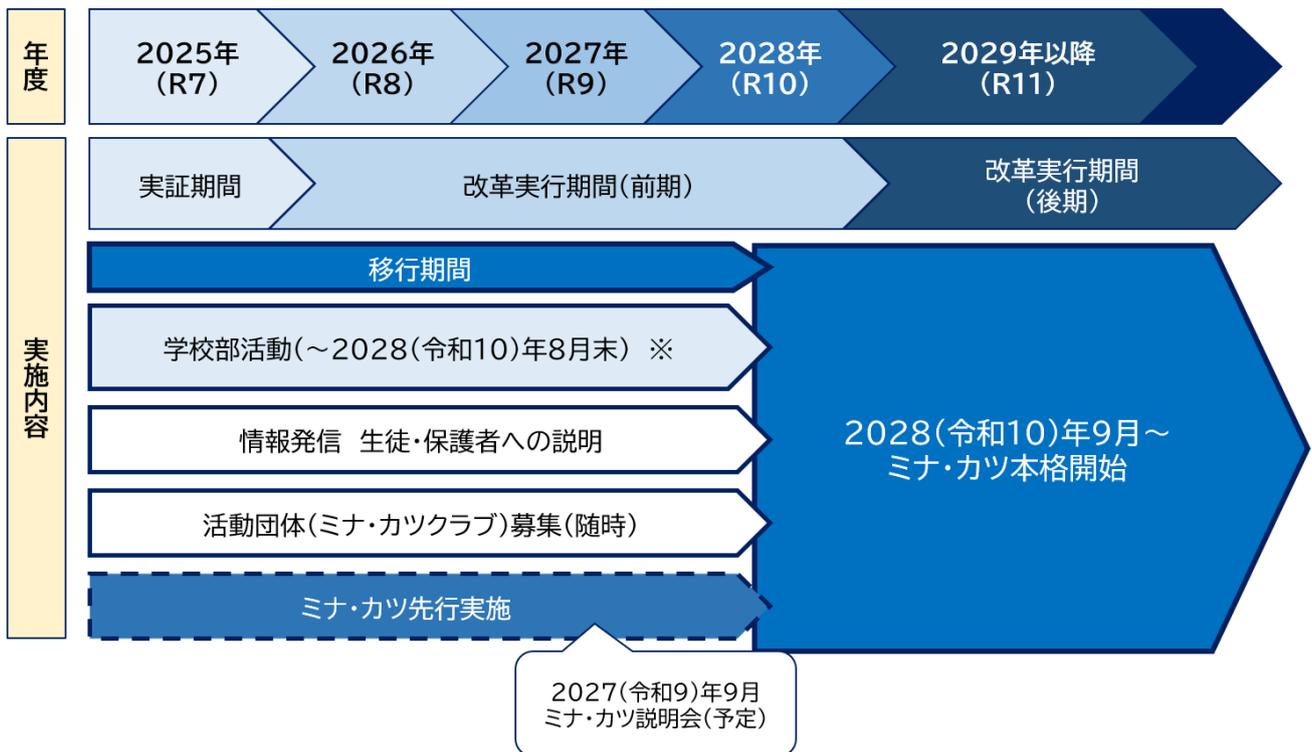
## 2. 基本方針

### 【本市の方針】

- 2028(令和10)年8月末までは、従来の学校部活動を継続しつつ、学校間の合同部活動や地域クラブ活動の充実に向けた取り組みを行います。
- 2028(令和10)年9月から、学校部活動は、すべて終了し、「MINA・KATSU(南あわじ市地域クラブ活動)」を展開していきます。

## 3. スケジュール

2028(令和10)年8月末まで、従来の学校部活動(参加は任意)は継続しつつ、希望者は、現在募集している「南あわじ市スポーツ・文化芸術受入可能団体」に随時登録し、参加することができます。



※部活動の終了時期について、一部の種目では3年生の引退をもって終了とする等、柔軟に対応する。

## 移行期間の対象学年の状況と対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中学1年生 令和7年度入学	 				
小学6年生 令和8年度入学		 			
小学5年生 令和9年度入学			 		
小学4年生 令和10年度入学					

※学校部活動、地域活動への参加は任意です。  学校部活動  地域クラブ活動

- ・2025(令和7)年度・2026(令和8)年度入学生は中学3年の夏まで学校部活動で活動できます。
- ・2027(令和9)年度入学生は中学2年の夏まで学校部活動で活動できます。
- ・2028(令和10)年度入学生より学校部活動の受け入れは行いません。

## 4. 「MINA・KATSU(南あわじ市地域クラブ活動)」について

### (1)MINA・KATSUとは

MINA・KATSU(以下、「ミナ・カツ」と言う。)とは、南あわじ市地域クラブ活動の略称です。「みんなが活躍」など、市民がさまざまな解釈ができるような名称にしました。

地域クラブ活動とは、一定の要件の元、登録された地域のさまざまな団体が、運営主体や実施主体となって、子どもたちに文化芸術やスポーツなどの多様な活動の場を提供することを目的としています。

### ミナ・カツのコンセプト

**文化とスポーツでつながる地域 見つける自分 育てる夢**

## 学校部活動と「ミナ・カツ」の違い

	学校部活動	ミナ・カツ
運営主体	学校	地域の団体等
指導者	教職員・部活動指導員	地域指導者(希望する教職員を含む)
参加者	校区内の中学校の生徒	中学校の生徒等(校区制限なし)
活動場所	主に通学する学校	学校施設・地域の施設等
費用負担	部費	参加者の会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

### (2)めざす姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「MINA・KATSU」(以下、ミナ・カツ)とし、その活動は以下の4つをめざすものとする。

- 子どもたちを中心に考え、子どもたちの活動ができるような環境を整備構築し、選択の幅を広げられるよう知恵を出し合い、できることから取り組みます。
- 子どもたちの意見を取り入れながら、子どもたちが自主的又は主体的にスポーツや文化芸術など多様な活動に参加できる機会を確保します。
- 地域と連携し、持続可能な活動ができるように進めていきます。
- 学校部活動の指導に伴う教職員の負担を軽減することで、生徒と向き合う時間を確保し、教育の専門性を高め、質の高い学校教育を提供できる環境を整えます。

### (3)位置付け

「ミナ・カツ」は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付ける。

### (4)対象

南あわじ市内に在住・在学の中学1～3年生(ただし、幼児・児童や大人の参加も可)

### (5)活動内容

本市においては、技術の向上をめざす活動から運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広げていくため、スキルアップ型とエンジョイ型の2つの実施形態を設定する。また、アンケート等で把握した子どもたちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、従来の公民館活動や休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動も含む。

活動の種類	活動の主な目的	特徴
技術・技能向上をめざす クラブ	技術・技能向上	[スキルアップ型] 資格を有した指導者等による 専門的指導
スポーツ・文化芸術活動に親しむ ことを目的としたクラブ	機会確保 楽しむ・親しむ	[エンジョイ型] 趣味を一緒に楽しむような活動

※指導する活動だけでなく、地域の方や保護者の見守りのもとで実施する活動も含まれます。

## (6)実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

### ①運営・管理主体

本市においては、南あわじ市教育委員会が包括的に支援を行う。

また、市教育委員会は種目ごとの活動エリアの調整、実施団体と中学校、競技団体との連絡調整、活動の実施における課題の把握と課題に対する助言、指導等を行うためにコーディネーターを配置する。

### ②南あわじ市学校部活動地域連携・移行協議会

市内の中学生が自主的又は主体的にスポーツ及び文化芸術などの活動に参加できる機会を確保するとともに、学校部活動の指導に伴う教員の負担を軽減するため、地域と連携し持続可能で多様な活動の在り方を検討する南あわじ市学校部活動地域連携・移行協議会を設置する。

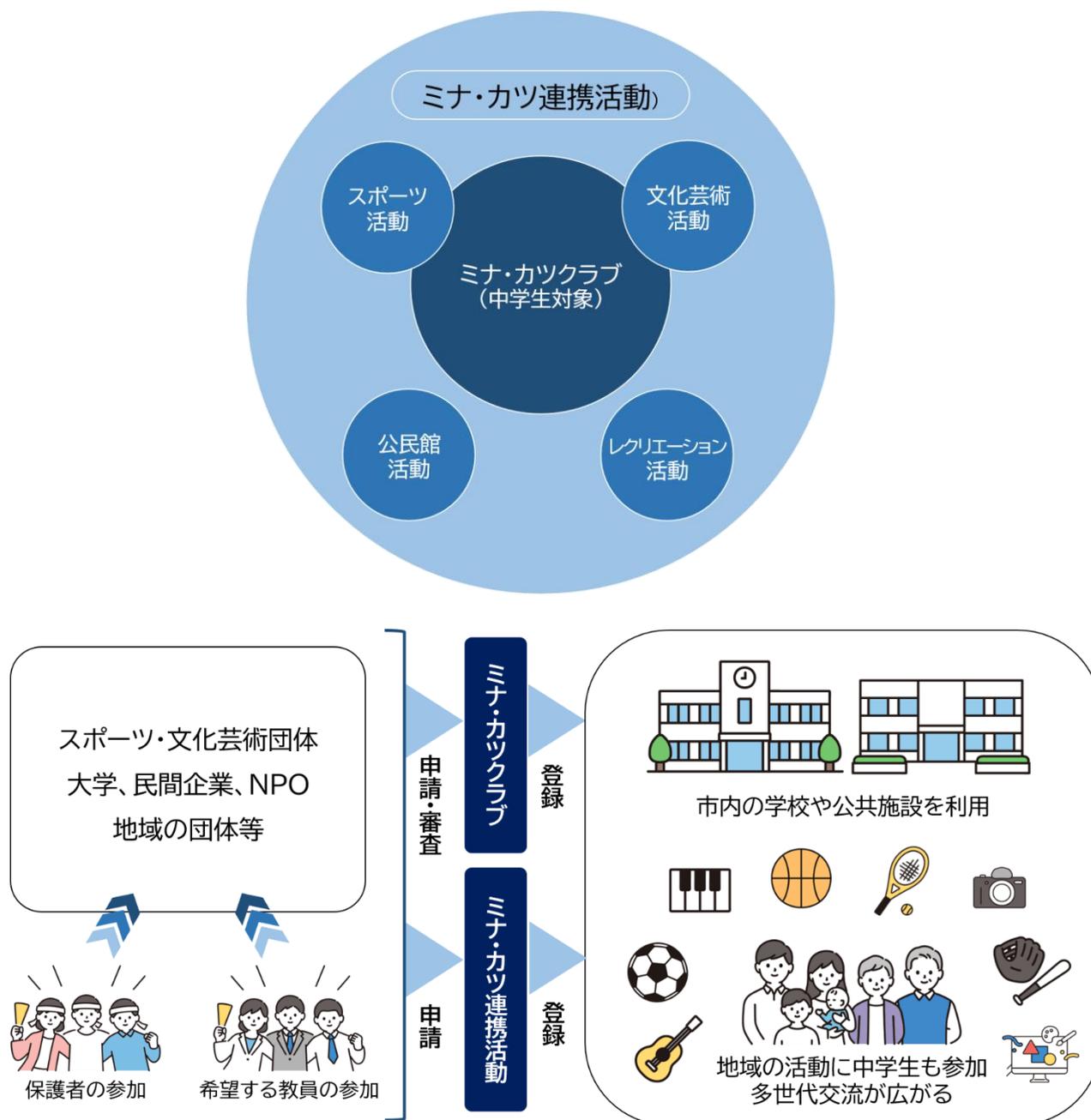
保護者や学校、関係団体の代表などを交え、活動の実施における課題や問題などの解決に向けた検討を行い、対応策などの意見を求める。

### ③活動主体

既存のスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体、希望する教職員が参加する団体(兼職兼業)など、多様な団体が活動主体となることが想定される。

また、活動主体は「南あわじ市中学校部活動の地域移行におけるMINA・KATSUクラブ募集要領(以下、「募集要領」という。)」に基づいて申請を行い、審査を経て登録される活動「ミナ・カツクラブ」と、募集要領の応募資格は満たしていないものの本推進計画に賛同する団体が市教育委員会の所定の様式により登録を行う活動「ミナ・カツ連携活動」の2種類の活動に分けられる。なお、どちらの活動においても、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、運営費(活動にかかる消耗品費、大会参加費等)の管理(集金、支払い)、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

## ミナ・カツ全体イメージ



### (7)活動場所

- ① 公民館やスポーツセンターなど種目に応じた活動が可能な場所とする。(南あわじ市内が望ましい。)
- ② 本市内の学校施設を使用することができる。ただし、使用の際には、「南あわじ市立学校施設の開放に関する条例」を遵守すること。
- ③ 南あわじ市教育委員会は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。
- ④ 本市内の公民館やスポーツセンター等の使用に関しては、中学生が参加する活動の場合は、使用料を減免することができる。

## (8)指導者等

ミナ・カツにおいて指導することができる指導者、サブ指導者、ボランティア指導者(以下「指導者等」という。)であり、活動において、実施団体の活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

### 【指導者等の要件等】

- ① ミナ・カツクラブにおいて指導することができる指導者等は、市の派遣可能指導者一覧に登録し、市教育委員会が指定する研修を受講した者とする。
- ② 指導者等は、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ③ 必要に応じて公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有すること。
- ④ ミナ・カツにおける指導者等については、市内の教職員の兼職兼業を認める。
- ⑤ 指導者等に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、市教育委員会が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対応する。

## (9)参加費等

- ① 活動の維持・運営に要する費用は、参加者(その保護者を含む。)の負担とする。
- ② 活動主体は、活動の維持・運営に要する費用のうち、指導者謝金、保険料、活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費や参加費を集金することができる。なお、運営費や参加費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ③ 市教育委員会は、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

## (10)保険の加入

- ① 活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 市教育委員会は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容や保険料が適用されている保険を選定し、指導者等や参加者に対して保険の加入を義務付ける。
- ③ 自転車を使用する場合は、自転車保険に加入させるものとする。
- ④ 争訟対応に関しての保険加入については、活動主体の判断とする。

## (11)個人情報の取り扱い

活動主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適切に取り扱わなければならない。

参加者(未成年の場合は保護者を含む)に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければならない。

## (12)適切な指導の実施

ミナ・カツにおいては、国のガイドラインに準じ、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

## (13)適切な休養日等の設定

活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- ① 学校の学期中は、週当たり2日以上(平日において少なくとも1日以上、週休日等において少なくとも1日以上)を休養日とする。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上以上の休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、週休日等のみ活動する場合においても、原則として1日以上を休養日とし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上以上の休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの週休日等に振り替える。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日の活動では2時間程度、週休日等の活動では3時間程度とする。
- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

## (14)教職員の兼職兼業

- ① ミナ・カツにおける活動主体は、教職員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければならない。
- ② 本市の教職員が兼職兼業によってミナ・カツに従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、南あわじ市教育委員会に許可を得る必要があるため、確認するものとする。(他市町の教職員についても同様)
- ③ ミナ・カツにおける活動主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとする。
- ④ 活動主体が教職員に報酬等を支払った場合は、管轄の税務署の指示に従い、適切に源泉徴収事務等を行うこと。

## (15)ミナ・カツに参加するための移動方法等

- ① ミナ・カツの活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するか活動主体と情報共有するとともに、利用する施設等の定められた規則に従うものとする。

- ② 活動主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、利用する施設等の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとする。
- ③ ミナ・カツの参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとする。また、通学する中学校等で定められたルールに従うものとする。
- ④ 練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、開催場所等を決定するものとする。参加者の移動中における引率については、必須とするものではない。
- ⑤ 活動主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応をとるとともに、速やかに保護者に連絡するものとする。
- ⑥ 市教育委員会は必要に応じて移動や送迎に関する支援等を検討するものとする。

#### (16)その他

- ① 市教育委員会及び活動主体は、将来的にミナ・カツが中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等をめざし、活動の充実を図る。
- ② 近隣市町とも連携し、中学生が希望するミナ・カツなどの地域クラブ活動に参加できる機会が確保されるよう、相互利用の環境を整備する。
- ③ 今後、国や兵庫県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本市推進計画の見直しを行う。

## 5. 移行期間(2028(令和10)年8月末まで)における学校部活動の在り方について

移行期間(2028(令和10)年8月末まで)においては、地域クラブ活動と学校部活動が併存して実施されることが想定される。

学校部活動はこれまでと同じく、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断によって行われるものである。学校部活動を実施する場合には、「南あわじ市中学校部活動ガイドライン」(平成31年2月策定)や各校の活動指針に則り、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにする。

## 6. 大会・コンクール等への参加等

以下の項目については、今後、国や県、中体連等の動向を見ながら、協議を重ね検討していく。

### (1)参加団体

ミナ・カツ本格開始後(2028(令和10)年9月以降)には、活動の成果発表の場である大会やコンクール等にはミナ・カツの活動主体から参加することをめざす。

移行期間(2028(令和10)年8月末まで)においても、基本は中学校の部活動単位での参加とするが、ミナ・カツの活動主体の体制が整い次第、地域クラブとして参加することをめざす。

### (2)引率者

ミナ・カツの活動主体における大会・コンクール等の引率は、実施主体の指導者等や保護者が行う。参加者の移動中における引率については、必須とするものではない。

### (3)参加する大会等の精査

参加する大会・コンクール等は、中学生の教育上の意義や、中学生や顧問、指導者の負担が過度とならないことを考慮して精査する。

### (4)大会等に対する支援

市教育委員会は、ミナ・カツの活動主体が大会等に参加する場合には、大会・コンクール等に対する現行の支援等を見直し、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行う。

### (5)大会等の主催者への主な依頼内容

#### ① 安全確保への配慮

大会参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。

#### ② 参加者の負担軽減

大会等に参加することが中学生とその保護者、指導者等の過度な負担とならないよう、また、学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。

#### ③ 多様な大会開催

スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように工夫すること。

#### ④ 新たな体制構築

大会等の運営にあたっては、主催者が競技団体との連携、地域クラブ関係者の協力等による新たな体制の構築を図ること。

## 7. 南あわじ市教育委員会等の関わり

### (1)南あわじ市教育委員会の関わり

- ① 市教育委員会は、ミナ・カツの活動主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本推進計画の内容を遵守しているかどうか、適宜確認する。
- ② 市教育委員会は、ミナ・カツを持続可能なものとするために、指導者の確保と資質の向上を図るため、実施団体への指導者等の紹介や、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。
- ③ 市教育委員会は、ミナ・カツの活動主体及び参加者(保護者を含む)から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行う。
- ④ 市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、ミナ・カツの活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内する。

### 《お問合せ先》

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 南あわじ市教育委員会

- 【学校部活動】 学校教育課  
電話:0799-43-5231  
メールアドレス:gakkou@city.minamiawaji.hyogo.jp
- 【文化芸術活動】 社会教育課  
電話:0799-43-5232  
メールアドレス:shakai\_k@city.minamiawaji.hyogo.jp
- 【スポーツ活動】 スポーツ青少年課  
電話:0799-43-5234  
メールアドレス:sports\_s@city.minamiawaji.hyogo.jp

※受付時間 平日8時30分～17時15分

### (2)学校の関わり

- ① 学校は、当該校の生徒のミナ・カツへの参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じてミナ・カツの活動内容等について、生徒に案内するものとする。
- ② 学校は、当該校の生徒が所属するミナ・カツの活動主体から、活動に関する相談があった場合、適宜、指導助言を行うものとする。

## 8. 関係資料・ホームページ

### (1) 国(文部科学省、スポーツ庁、文化庁等)

- ① 部活動改革ポータルサイト  
～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行(地域移行)に向けて～  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm)
- ② 文化部活動改革～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- ③ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン  
(令和4(2022)年12月)  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt\\_ori para-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf)
- ④ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)(令和3(2021)年2月17日)  
[https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt\\_syoto01\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf)
- ⑤ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf)
- ⑥ 副業・兼業の促進に関するガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000192844.pdf>

### (2) 兵庫県

- ① 兵庫県部活動地域移行推進計画(令和6(2024)年7月25日)  
<https://x.gd/BqEHT>
- ② いきいき運動部活動(4訂版)(平成30(2018)年9月)  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiikisaisyuu.pdf>
- ③ 文化部活動の在り方に関する方針(平成31(2019)年3月)  
<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2023/03/guideline.pdf>

### (3) 南あわじ市

- ① 南あわじ市ホームページ「南あわじ市 中学校部活動の地域移行について」  
<https://soshiki/taiiku/r7bukatudoutiikiikou.html>
- ② 南あわじ市中学校部活動ガイドライン(2019(平成31)年2月)  
<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/gakkou/bukatudou.html>